

土地区画整理法第76条の規定による許可申請書（正・副）

堺市長 殿

令和 年 月 日

住所

申請者

氏名

㊟

| | | | |
|----------|---------------------|-----------|----------------|
| 申請位置 | (街区 画地) | | |
| 事業の名称 | 土地区画整理事業 | 敷地面積 | m ² |
| 建築物 | 新築・増築・改築 | 工作物 | 新設・増設・改設 |
| 用途及び棟数 | | 種別 | |
| 構造及び階数 | | 構造 | |
| 建築面積 | m ² | 工事面積 | m ² |
| 延床面積 | m ² | | |
| 土地の形質の変更 | | 物件の設置・たい積 | |
| 工種 | 盛土・切土・その他() | 名称 | |
| 概要 | GL m m ³ | 概要 | 重量 t 高さ m |
| 工事予定期間 | 許可日より 年 月 日まで | 連絡者 氏名 | |
| | | 電話 | |

| | |
|--------|--|
| 堺市受付欄 | 堺建安 第 R - 号 令和 年 月 日 堺市長 条件 |
| 施行者受付欄 | |
| | |

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

委任状

住所
私儀
氏名
電話
を代理人
印

と定め下記に関する権限を委任いたします。

記

(委任事項)

土地区画整理法第76条の許可申請及び願出の申請手続き・訂正・受領の件

令和 年 月 日

住所

氏名

印

- (注) 1 委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。
2 委任者の印は、申請書の印と同じであること。